

資 料 編

個人給付等を対象とした事務事業の見直し

拡充・推進する事業	事業の概要及び方向性	補助 単独
マイホーム建設促進補助金	新築住宅の床面積に応じて補助金を交付しており、12年度に創設された事業で、時限により15年度まで、そして19年度までと延長していますが、移住定住対策から今後さらに充実した施策が必要です。	単
緊急通報システム設置事業	緊急通報用電話機(ペンダント式緊急発信機、容体確認用インターホン等)を基本機として、これらの付属する熱及びガスセンサー装置を設置しており、災害弱者の独居老人等にとっては非常に有効な事業であることから、対象者の把握を十分に行うことが必要です。	単
移送サービス	公共交通機関の利用できない要援護老人の医療機関への移送を行っていますが、通院に限らずリハビリにも対象を広げ、効果的に実施すべき事業でありますが、対象者の的確な把握が必要です。	補
配食サービス	週1～2回弁当を配達し、代金の半額を助成していますが、商店の弁当を配達するだけであり評判が芳しくありませんので、調理場等を利用するなど暖かい食事の提供等を検討し、拡充し効果的に実施すべき事業です。	補
地域福祉推進事業補助金	社会福祉の向上を図り住民参加の福祉活動を推進するため、地域福祉基金の果実を運用し在宅に係る事業を展開していますが、他の在宅福祉サービスを廃止し、事業を整理したうえで効果的に実施すべき事業です。	単
基本健康診査	若い年代からの疾病予防、生活習慣病の予防が大切であることから、受診対象年齢を引き下げ20歳以上とし、自己負担を徴したうえで、サービスを充実すべき事業です。	補
現行どおり継続する事業	事業の概要及び方向性	補助 単独
下川町納税貯蓄組合交付金	町税の収納率向上を図るため、組合運営費として事務費の定額交付を行うよう15年度に改正を行っており、当分の間は現行どおり実施すべき事業です。	単
下川町弔慰金	町民及び町民の扶養親族が死亡した場合に、その遺族に弔慰金5,000円と供花を贈る事業でありますが、16年度より弔慰金額を改正しており、当分の間現行どおり実施すべき事業です。	単
老人医療費扶助	道の支給要綱どおり65歳以上70歳未満の老人の医療費負担を通常3割負担を1割負担としていますが、今後も道の要綱どおり実施すべき事業です。	補
重度心身障害者医療費扶助	道の支給要綱どおり重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成していますが、今後も道の要綱どおり実施すべき事業です。	補
母子家庭医療費扶助	道の支給要綱どおり母子家庭の医療費の自己負担分(母親については入院のみ)を助成していますが、今後も道の要綱どおり実施すべき事業です。	補
乳幼児医療費扶助	道の支給要綱どおり乳幼児の医療費の自己負担分を助成(3歳未満 入院及び通院、3歳以上6歳未満 入院のみ)していますが、今後も道の要綱どおり実施すべき事業です。	補
ごみ減量化機器等購入補助事業	生ごみ処理機、コンポストの購入費に対して補助(購入費の1/3以内 上限生ごみ20,000円、コンポスト2,000円)を行っていますが、ごみの減量化と町民の意識付けのため、現行どおり継続すべき事業です。	単

現行どおり継続する事業	事業の概要及び方向性	補助 単独
出産育児一時金(国保)	国民健康保険で出産一人につき300,000円を支給(保険給付)している事業であります。他の医療保険においてもほぼ同様の措置を講じていることから、現行どおり継続すべき事業です。	単
短期人間ドック(国保)	疾病の早期発見、早期治療を図ることにより、医療費の低減に資するため、町立病院で実施する短期人間ドック費用について自己負担を10,000円、5,000円になるよう助成している事業であります。他の保険でも同様の措置を講じていることから、現行どおり継続すべき事業です。	単
各種がん検診助成	疾病の早期発見、早期治療を図ることにより、医療費の低減に資するため、町で実施する各種がん検診費用について一定の助成を実施していますが、早期発見等による国保医療費抑制のための検診であり現行どおり継続すべき事業です。	単
軽度生活援助事業	日常生活を営むのに支障がある自立の高齢者等に対して訪問介護員を派遣する道の補助要綱どおり実施している事業であります。介護保険と利用者単価を同一に利用者負担を段階的に引き上げ、現行どおり継続すべき事業です。	補
下川町高齢者等日常生活用具給付・貸与事業	道の補助要綱どおり、要介護高齢者等に対し日常生活用具の給付・貸与することにより日常生活の便宜を図る事業であります。今後も道の要綱どおり実施すべき事業です。	補
除雪サービス	道の補助事業で独居老人等世帯を対象に8時間まで無料で除雪サービスを実施していますが、対象世帯の捉え方が曖昧なことから、基準の明確化と自己負担を徴しながらサービスは現行どおり継続すべき事業です。	補
身体障害者(児)補装具給付事業	国・道の補助基準に基づき、身体障害者福祉法に基づく手帳の交付を受けている者が、日常生活を容易にするための補装具の購入費用のうち、基準単価分を町が助成する事業であります。今後も国・道の補助基準に基づき実施すべき事業です。	補
更生医療給付事業	国・道の補助基準に基づき、身体障害者のリハビリテーション医療が必要であると認めるときは、その医療費の給付を行う事業であります。今後も国・道の補助基準に基づき実施すべき事業です。	補
身体障害者施設措置費補助事業	筋ジストロフィーに罹患した患者に対し、身体障害の療養に合わせて行う措置費を町・道で負担する事業であります。今後も道の要綱どおり実施すべき事業です。	補
下川町高齢者等日常生活用具給付・貸与事業	日常生活を営む上で、他人の援助が必要な在宅の高齢者及び心身障害者(児)に対し、日常生活用具等の給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図るため、道の補助要綱どおり実施している事業であります。今後も道の要綱どおり実施すべき事業です。	補
身体障害者居宅支援費	法に基づき、身体障害者居宅介護・デイサービス・短期入所を利用した費用を支援費として事業者を支払う事業であります。今後も法に基づき実施すべき事業です。	補
知的障害者居宅支援費	法に基づき、知的障害者居宅介護・デイサービス・短期入所・グループホームを利用した費用を支援費として事業者を支払う事業であります。今後も法に基づき実施すべき事業です。	補
児童居宅支援費	法に基づき、障害児居宅支援・デイサービス・短期入所を利用した費用を支援費として事業者を支払う事業であります。今後も法に基づき実施すべき事業です。	補
身体障害者施設訓練費等支援費	法に基づき、身体障害者が入所又は通所に係る費用を支弁する事業であります。今後も法に基づき実施すべき事業です。	補
知的障害者施設訓練費等支援費	法に基づき、知的障害者が入所又は通所に係る費用を支弁する事業であります。今後も法に基づき実施すべき事業です。	補

現行どおり継続する事業	事業の概要及び方向性	補助 単独
精神障害者入院医療費助成事業	精神保健法第33条の規定による精神障害者の入院に要する経費の一部を助成する事業であります。精神にかかる医療費助成は他にないことから、介護者の負担を踏まえ現行どおり継続すべき事業です。	単
児童手当	国の基準どおり、現行就学前(16年度より小学3年生まで)の児童を扶養する方に支給する事業であります。今後も国の基準に基づき実施すべき事業です。	補
児童扶養手当	国の基準どおり、父親と生計を同じにしていない児童を養護されている母子家庭等で、児童が18歳到達の最初の3月31日までの児童を扶養する方に手当を支給する(児童が心身に中度以上の障害の場合は20歳まで)事業であります。今後も国の基準に基づき実施すべき事業です。	補
特別児童扶養手当	国の基準どおり、身体や精神的に障害のある満20才未満の児童を扶養する方に手当を支給する事業であります。今後も国の基準に基づき実施すべき事業です。	補
精神障害者短期入所事業	道の実施要綱に基づき、名寄市にある精神障害者授産施設緑が丘寮に短期入所した場合、入所費を助成する事業であります。今後も道の要綱どおり実施すべき事業です。	補
各種予防接種事業	法に基づき、ポリオ、ツ反・BCG、麻しん、風しん、三種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風)、二種混合(ジフテリア・破傷風)等実施していますが、医薬品の購入及び保管・管理ができないことから、病(医)院等での接種を行い、今後も法に基づき実施すべき事業です。	単
インフルエンザ予防接種	法に基づき、実施していますが、今後も法に基づき実施すべき事業です。	単
結核検診	法に基づき、実施しているが、今後も法に基づき実施すべき事業である。	単
エキノコックス症検診	感染してから症状が出るまでの潜伏期間が長いこと、血液検査を実施していますが、ニーズが高く保健予防上有効であり、今後も現行どおり実施すべき事業です。	単
障害児母子通園事業	発達に遅れのある子どもの早期療育を行うため、名寄市の母子通園センター(こどもらんど)に通所する事業であります。子どもの健全な発育のため、現行どおり実施すべき事業です。	単
各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん)	日本人の死亡原因の第1位であり、早期発見・早期治療が大切なことから事業を展開していますが、検診料については、最終的に検診料の5割を自己負担として現行どおり実施すべき事業です。	単
乳児健診	発達の確認や異常の早期発見のため、生後3~4か月、11~12か月の乳児を対象に医師等による診察・保健指導・栄養指導・歯科指導を実施していますが、今後も子どもの健全な発育のため、現行どおり実施すべき事業です。	単
1歳6か月児健診	幼児の健全な育成のため、身体計測、発達確認、医師や歯科医師による診察、保健師・栄養士・歯科衛生士による指導を実施していますが、今後も子どもの健全な発育のため、現行どおり実施すべき事業です。	補
3歳児健診	幼児の健全な育成のため、身体計測、発達確認、名寄市立病院小児科医による診察、歯科診察、保健師・栄養士・歯科衛生士による指導を実施していますが、今後も子どもの健全な発育のため、現行どおり実施すべき事業です。	補
いきがい短期入所生活介護事業	道の実施要綱に基づき、介護等を必要とし介護保険の適用を受けられない高齢者を対象にサービスを提供していますが、今後もその家族等の福祉向上のため、道の要綱どおり実施すべき事業です。	補

現行どおり継続する事業	事業の概要及び方向性	補助 単独
いきがい通所介護事業	道の実施要綱に基づき、在宅の介護認定されない虚弱老人に対して、通所により各種サービスを提供していますが、今後も介護予防のため、道の要綱どおり実施すべき事業です。	補
中山間地域等直接支払事業交付金	国・道の補助基準に基づき、傾斜のある農地に対し一定の基準で補助金を交付する事業であり、今後も傾斜地等耕作等に不利な農地のため、国・道の補助基準に基づき実施すべき事業です。	補
農業経営基盤強化資金利子補給金	農業経営基盤強化法に基づき農業者が借入れた資金に対する利子補給(0.27～0.8%)を行う事業であります、今後も道の補助要綱どおり実施すべき事業です。	補
大家畜経営活性化資金利子補給	負債整理資金である大家畜経営活性化資金のうち、特認資金を借りたものに対し、その利子の一部を助成する事業であります、今後も道の補助基準に基づき実施すべき事業です。	補
畜産環境整備リース事業補助金(リース事業分)	畜産環境整備リース事業において整備した施設について、リース料の一部を助成する事業であります、計画的に整備する事業のため、今後も現行どおり実施すべき事業です。	補
枝打促進事業	～ 齢級のカラマツ、トドマツ類の人工林に対し、森林所有者自らが枝打ちを行う場合、1ha当たり10,000円を補助する事業で、他町村にはない事業ではありますが、森林づくりに森林所有者が自ら行う事業を推進するため、現行どおり継続すべき事業です。	単
21世紀北の森づくり推進事業	国・道の補助事業である、新植造林事業の補助残に対し、10%を補助する事業であります、国・道の補助基準で実施する事業で、補助残についても道の補助が多く効果的な事業なことから継続して実施すべき事業です。	補
受益者負担金一括納付報奨金(公共下水道事業)	公共下水道事業推進のため、受益者負担金を一括納付いただいた受益者に、納付年額に対し前納報奨金を支給するものであります、計画的に整備する事業のため、現行どおり継続すべき事業です。	単
水洗便所等改造資金補助金(公共下水道・個別排水処理施設整備事業)	公共下水道事業等推進のため、供用開始から3年以内に、自己資金で汲取り便所を水洗便所に改造及び排水設備を改造された方に補助金を交付する事業であります、計画的に整備する事業のため、現行どおり継続すべき事業です。	単
水洗便所等改造資金利子補給金(公共下水道・個別排水処理施設整備事業)	公共下水道事業等推進のため、自己資金の問題が大きい方に対して、供用開始から3年以内に、汲取り便所を水洗便所に改造及び排水設備を改造された方に利子補給するものであります、計画的に整備する事業のため、現行どおり継続すべき事業です。	単
下川商業高等学校遠隔者下宿助成	下川商業高等学校の間口確保のための優遇措置として、通学困難な遠距離にある者で下川町内に住所を移転し下宿する生徒に対し助成するもので、2間口対策から学校存続に目的は変わりますが、引き続き継続すべき事業です。	単
下川商業高等学校下宿施設運営助成	下川商業高等学校の間口確保のための優遇措置として通学困難な遠距離にある者を下宿させるため運営助成するもので、受け入れ人数に応じて委任払いするもので、2間口対策から学校存続に目的は変わりますが、引き続き継続すべき事業です。	単
就園奨励費補助	幼稚園に入園している保護者が低所得者で保育料等の減免を受けようとする者に対し補助金を交付する事業で、近隣町村も同様の措置をしており現行どおり実施すべき事業であります、今後の施設整備においてさらに検討を要する事業です。	単

縮小し継続する事業	事業の概要及び方向性	補助 単独
克雪事業補助金 (自主排雪)	宅地内や私道等の排雪に排雪業者のダンプを使用した場合、その費用に対し補助金を交付する事業であり、快適な冬期生活に大きく寄与していますが、融雪施設整備と併せ近隣市町村の助成額を参考に若干縮小し継続すべき事業です。	単
出稼者健康診断委託料	出稼労働者を対象に就労前健康診断料を全額助成していますが、全額助成は廃止し他市町村同様14,000円程度の健康診断料に対し、半額程度の自己負担を求めるべき事業です。	単
業務疾病者入湯料扶助	町内に在住するもので、労働基準法施行規則別表第1の2に掲げる業務上の疾病にかかった者として、医師の認定を受けたものに対して、300円の入湯料を助成するものでありますが、高齢者・障害者と同様縮小して継続すべき事業です。	単
公区交付金	地域自治活動の助長及び公区運営の円滑化のために交付金を交付していますが、今後の地域自治活動の自律を助長するため、交付金の見直しは行い縮小して継続すべき事業です。	単
公区子供会交付金	公区子供会活動に対し交付金を交付するものでありますが、公区により子供の偏りがあるため、公区よりも全町で取り組む事業です。	単
高齢者、心身障害者入湯扶助	健康の保持又は療養のため五味温泉及び町内浴場を利用する高齢者及び心身障害者に対し1回につき300円、年200回を限度に助成を行っていますが、助成券は平日のみの利用とし、さらに段階的に回数を週2日程度に縮小すべき事業です。	単
高齢者、心身障害者入湯交通費扶助	健康の保持又は療養のため五味温泉を利用する高齢者及び心身障害者に対し、町営バス班溪線及び代替バスのバス料金を助成していますが、町営バスは65歳以上の高齢者に対して5割減免の規程があることから負担を求め、代替バスのみ半額助成するよう縮小すべき事業です。	単
高齢者通院交通費扶助	自ら交通手段を持たない高齢者が町内の医療機関に通院するためにバスを利用した場合、その料金を全額助成していますが、半額の負担を求め、助成を縮小すべき事業です。	単
害虫防除補助事業	快適な生活を送るため、カメムシ防除対策費に対して補助金を交付していますが、防除対策に係る助成回数、補助率等を縮小すべき事業です。	単
ごみステーションボックス整備事業	ごみステーションボックス購入費に対して補助金を交付していますが、近隣市町村を参考に、制作費の助成を新規・更新とも縮小すべき事業です。	単
葬祭費	国保被保険者が死亡したときに葬祭費として保険給付で行うものでありますが、町の弔慰金を勘案し、縮小すべき事業です。	単
敬老祝い金	9月1日現在75歳以上の方に5,000円を贈る(18年度以降は75歳時のみに5,000円)ほか、喜寿等節目の年に記念品を贈っていますが、祝い金を喜寿と百寿とし、記念品を廃止するなど縮小すべき事業です。	単
高齢者にやさしい住まいづくり補助金	高齢者が住み慣れた住居で安心して生活できるよう、増改築及び改造の一部費用に対し補助金を交付していますが、バリアフリーに関するものみの補助とし、対象の明確化と補助率の引き下げ等縮小すべき事業です。	単
家族介護支援扶助	要介護4又は5に該当する在宅の高齢者であって、市町村民税非課税世帯に属し、現に介護している家族に介護用品を助成する事業ではありますが、全額助成から一部負担を求めるべき事業です。	単
在宅障害者(児)施設通所費助成	要綱に定める施設及び機関に通所する経費を助成し、路線バス料金等の実費全額を支給していますが、精神障害者の通所費については、道補助(1/2)があり、今後は一部負担を求めるべき事業です。	単

縮小し継続する事業	事業の概要及び方向性	補助単独
遠隔地就学障害児等交通費助成	遠隔地に就学し寄宿施設を利用している障害児等の家族で、下川町に住所を有する者で毎週の帰省に要する経費に対して助成していますが、ほぼ全額助成でありますことから、助成を縮小すべき事業です。	単
新規就農者営農補助金	新規就農者に関する助成は農業振興上重要な施策ではありますが、農業関係制度資金補助とその利子補給が他町に比べて群を抜いていることから、補助率等を縮小して継続すべき事業です。	単
新規就農予定者指導事業助成金	新規就農者補助と同様に、営農実習助成等について他町に比べ群を抜いていますことから縮小して継続すべき事業です。	単
農業担い手育成奨学金貸付金	農業後継者の確保のため、一定の支援は必要ですが、16年度で貸付額を引き下げましたが、さらに近隣町村の状況を参考に縮小して継続すべき事業です。	単
私有林公費造林事業	国・道の補助基準に基づき実施する事業で、補助残に対し4割の補助金を交付していますが、森林づくりに対する私有林の支援も重要であります。補助率の縮小を検討し継続すべき事業です。	補
町道除排雪委託業務	積雪寒冷地において生活の安定や道路網を確保するため非常に重要で、近隣町村の出動基準は概ね降雪10cm、排雪は年2回程度とほぼ同様であります。出動降雪、カット排雪等経費を最小限に抑え、縮小して実施すべき事業です。	単
下川商業高等学校入学者助成	下川商業高等学校の間口確保のための優遇措置として、地元下川中学校からの入学者に限り、入学準備金を支給していますが、学校存続対策の一つとしての支援を再度検討し、縮小すべき事業です。	単
下川商業高等学校通学者助成	下川商業高等学校の間口確保のための優遇措置として、公共交通機関を利用し通学圏内(片道10km以遠)から通学する生徒に対して助成していますが、学校存続対策の一つとしての支援を再度検討し、縮小すべき事業です。	単
児童交通安全ヘルメット着用推進交付	児童の交通安全ヘルメット着用を奨励し、児童の交通安全推進のため小学校1年生時及び更新時にヘルメット購入費の定額交付(1,500円)を行っていますが、更新時の交付は廃止し、新規は縮小すべき事業です。	単
就学援助補助	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し補助していますが、補助項目について国の補助対象項目を超えて補助しており、国の補助項目どおりとし、縮小すべき事業です。	補
遠距離通学費補助	通学距離2キロ以上の児童生徒を対象に通学費の一部を補助していますが、近隣町村どおり通学距離を縮小して継続すべき事業です。	単
学校給食用牛乳補助	学校給食の牛乳単価に対し一定額の補助を行い、保護者の負担軽減を図っています。保護者の負担額(200CC当たり24.60円)は一定にする方法で行っているが、牛乳協会からの補助制度の廃止に伴い、縮小して継続すべき事業です。	単
幼稚園児牛乳補助	園児の体位体力の向上、健康の維持増進のため廉価で購入できる牛乳を飲用するに当たり、100CC当たり一定額(1リットル当たり55円等)の補助を行っているが、学校給食用牛乳とあわせて縮小すべき事業です。	単

廃止をする事業	事業の概要及び方向性	補助 単独
地域材利用促進事業	14年度に創設(19年度迄の時限)し、15年度にマイホーム等の関連事業を包括し地域材の使用量に応じて補助金を交付する事業ですが、定住対策と分離した林業施策により検討し、定住対策としての本事業は時限により廃止すべき事業です。	単
勤労者等住宅地取得助成事業	15年度に創設(19年度迄の時限)し、マイホーム等の関連事業を包括しており、町が指定し、下川土地開発公社が分譲する宅地を取得する者に対し、補助金を交付する事業ですが、定住対策としての本事業は時限により廃止すべき事業です。	単
克雪事業補助金 (融雪施設)	14年度に創設し、固定式の融雪施設を設置した者に対し、補助金を交付する事業ですが、自主排雪事業と包括し廃止すべき事業です。	単
代替バス定期差額運賃助成事業	平成元年4月30日におけるJR名寄本線の通学定期運賃と平成元年5月1日における代替バス通学運賃との差額の4分の1を助成する事業ですが、16年度をもって終了する事業です。	単
季節移動労働者障害保険料等補助金	季節移動労働者が傷害保険に入った場合、協会助成金額と同額を助成する事業ですが、補助額が700円程度と低額で特に必要がない事業と考えることから、廃止すべき事業です。	単
遺児等手当	母子、父子家庭の遺児等の心身の健全な育成と児童福祉の向上に資するため、遺児等を養育する母親、父親等に対し、遺児等1人当たり月額2,500円を支給する事業ですが、本来の趣旨は死別した遺児の母子家庭に支給することであり拡大すべき内容ではなく、廃止すべき事業です。	単
エキノコックス対策簡易給水施設整備事業	地下水、沢水及び湧水に代えて水道水を使用するため、給水装置の新設工事に対して補助するものでありますが、給水区域内でのこの補助制度は目的を達成したものと考え、廃止すべき事業です。	単
福祉燃料援護費	歳末たすけあい配分委員会で該当者を決定し年内に燃料費を支給するものでありますが、対象世帯の把握、歳末助け合いで別に支給されていることから廃止すべき事業です。	単
敬老会	一の橋地区と上名寄地区は公区主催で実施、あけぼの園は園で実施、その他の地区は、バスターミナルで2回に別けて町主催で実施していますが、地域の自律と協働から各公区で実施してもらう事業です。	単
金婚祝賀会	町と社協で主催し結婚50年の節目を祝い、記念写真と記念品授与、祝賀会を行っています。地域、家族での開催が望ましい事業です。	単
下川町老人福祉電話	ひとり暮らしの老人及び老人世帯に老人福祉電話を貸与する事業ですが、制度的に債券等に多額の費用を要しなくなったことから、目的を達成した事業として廃止すべき事業です。	単
家族介護慰労手当	要介護3・4・5に該当する在宅の高齢者を介護している家族(非課税世帯)に、慰労手当を支給するものでありますが、道では廃止を予定していることから、道の補助要綱が廃止されたときに合わせて廃止すべき事業です。	単
在宅福祉サービス事業	在宅福祉サービス事業は、地域福祉推進事業により展開すべきで、事業等を整理し、本事業は廃止すべき事業です。	単
重度障害者(児)ハイヤー料金助成事業	身体障害者福祉法に基づく1・2級及び3級の一部の身体障害者又は療育手帳制度要綱に基づいてA判定で療育手帳の交付を受けている方が、ハイヤーを利用する場合、基本料金を24回を限度として助成するものでありますが、移送サービスの充実を図り本事業は廃止すべき事業です。	補
遠距離通園費補助(保育所)	通学距離2キロ以上の園児を対象に通園費を補助し、地域差による経費の均等化を図ることを目的として補助していますが、自家用車の普及等により近隣市町村ではこの制度はなく、目的を達成したとして廃止すべき事業です。	単

廃止をする事業	事業の概要及び方向性	補助単独
妊産婦・乳児ミルク扶助	市町村民税非課税世帯及び所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児について、栄養食品(牛乳等)を支給する事業であります。15年度は実績がなくニーズも低いことから目的を達成したとして廃止すべき事業です。	単
農地活性化事業補助金	完熟堆肥、融雪炭素等耕種農家の土づくりに対する補助がありますが、土壌改良施設の完成により、時限を定めて廃止すべき事業です。	単
農業用廃プラスチック等適正処理対策助成金	廃プラスチックは環境問題から近隣町村とも1/3の助成を行っており、現行どおり進める事業であります。農家の理解が得られ次第廃止すべき事業です。また、廃タイヤは14年度、16年度に実施しましたが今後は廃止すべき事業です。	単
21世紀元気づくり利子補給金	融資は既に廃止しており、債務負担行為で17年度をもって利子補給が終了する事業です。	単
新21世紀元気づくり利子補給金	18年度までの5年間事業で22年度までの利子補給となっており、19年度以降は金利状況等検討し、廃止を検討すべき事業です。	単
死亡獣畜処理事業補助金	死亡獣畜処理にかかる負担軽減と環境衛生保全を図るため、処理費用について助成しており、畜産環境衛生の面から死亡獣畜を適正に処理しなければなりません。直接生産拡大に結びつくものではないため廃止すべき事業です。	単
畜産環境整備リース事業補助金(自己負担分)	道営草地整備改良事業で設置した堆肥盤に畜産環境整備リース事業で屋根をかける場合、規模算定方法等の違いから全面にかからず、そのため、自己負担で掛ける場合は2/3を補助しています。既存の施設整備は16年度に終了することから時限により廃止すべき事業です。	単
森林整備地域活動支援事業	一定要件を満たす森林に対し、対象事業を実施した場合1ha当たり10,000円を交付する事業であります。時限をもって廃止する事業です。	単
遠距離通園費補助(幼稚園)	通学距離2キロ以上の園児を対象に通園費を補助し、地域差による経費の均等化を図ることを目的として補助していますが、自家用車の普及等により近隣市町村ではこの制度はなく、目的を達成したとして廃止すべき事業です。	単

使用料・手数料・負担金等の見直し

減免規定を廃止し、シーズン利用等により利用しやすい料金設定をします
 住民負担の適正化のため、未納の方には督促手数料・延滞金を徴収します
 滞納者にはサービスの制限をします

法律等で負担金等の定めのあるものは、独自の減額は行わず規定どおりの額とします

使用料等の区分	方向性	見直し内容
老人福祉施設費用徴収金	⇒	
社会福祉施設利用者負担金	⇒	
公営住宅使用料	⇒	敷金制度の導入を検討します
保育所保育料	◇	幼児センター整備に合わせ見直します
生活支援ハウス利用者負担金	⇒	

事業にかかる負担金は、その運営費を賄う程度の使用料に見直します

使用料等の区分	方向性	見直し内容
土壌改良施設使用料	◇	今後の運営費を勘案し見直します。
サンル牧場使用料	◇	広域での運営を実施するが、運営費を勘案し見直します
五味温泉入館料	⇒	
簡易水道使用料	⇒	
公共下水道使用料	◇	下水道会計が繰出基準で賄えるよう見直します
個別排水処理施設使用料	◇	下水道会計が繰出基準で賄えるよう見直します
一時保育使用料	◇	幼児センター整備に合わせ見直します
児童クラブ利用料	◇	指導料等を見直します

社会福祉施設等の利用者負担金は、施設運営費を勘案し見直します

使用料等の区分	方向性	見直し内容
生活支援ハウス利用者負担金	⇒	
生活支援ハウス利用者管理費	◇	夫婦7,500円、単身5,000円の管理費を見直します
老人福祉寮使用料	⇒	
軽度生活援助手数料	◇	介護保険と比べ安価にならないよう見直します
生きがい老人短期入所運営事業負担金	◇	非該当分を近隣町村を参考に見直します
生きがい通所介護運営事業負担金	◇	非該当分を近隣町村を参考に見直します
障害者グループホーム使用料	⇒	
多目的宿泊交流施設使用料	◇	使用料を見直します
特定公共賃貸住宅使用料	⇒	敷金制度の導入を検討します
特定公共賃貸住宅駐車場使用料	⇒	
公営住宅駐車場使用料	⇒	
町営住宅使用料	◇	使用料を見直します

手数料及び行政財産使用料等は近隣市町村等の状況を勘案し見直します

使用料等の区分	方向性	見直し内容
行政財産使用料	⇒	
幼稚園使用料及び入園料	◇	幼児センター整備に合わせ見直します
町営バス使用料	⇒	
廃棄物処理手数料	⇒	
墓地及び火葬場使用料	◇	火葬場使用料を近隣市町村を参考に見直します
病院事業証明等手数料及び使用料	◇	他の町立病院を参考に見直します
道路及び河川占用料	⇒	
証明事務等手数料	⇒	

公の施設等の使用料は維持費及び近隣市町村等の状況を勘案し見直します

使用料等の区分	方向性	見直し内容
公の施設使用料	◇	減免規定を廃止し、シーズン利用等の設定をします (バスターミナル合同センター、一の橋コミュニティセンター、林業総合センター、町民会館、農村環境改善センター、B&G海洋センター、ふるさと交流館、桜ヶ丘アリーナ、総合福祉センター)
公民館使用料	◇	減免規定を廃止し、シーズン利用等の設定をします
パークゴルフ場	◇	他市町村の状況を参考に設定します
体育施設使用料	◇	照明等の使用料を見直します (町民スポーツセンター、総合グラウンド、町民テニスコートスキー場、野球場)
公園使用料	⇒	

産業の各種事業について

「森林ミュージアム」の推進

～「住んでよし 訪れてよし」の地域づくり～

環境の世紀にあって、森林の循環型経営とゼロエミッション（廃棄物ゼロ）の木材加工が全国的な注目を集める当町においては、環境資源である森林を前面に打ち出したブランド形成によりあらたな産業振興の可能性が高まります。

よって、町全体を森林に包まれた博物館「森林ミュージアム」と名づけ、環境に優しい商品づくり、トレーサビリティ（生産から流通販売までの過程がはっきりとわかること）を徹底するなど安全・安心・顔の見える産地形成、ブランド化を推進します。

同時に、健康で持続可能なライフスタイルを志向する新たな消費者層（LOHAS 層）をターゲットとして明確化し、産業間の連携により戦略的な商品開発・情報発信・販売などを総合的に推進します。

さらに、街中の緑を増やすなど良質な生活を創造することにより、同時に観光地・保養地としての魅力を高め、「住んでよし 訪れてよし」の地域づくりを行い、全ての付加価値が地域に還元される内発的な産業発展を推進します。

循環型森林経営の確立

町民の重要な財産である4,500ha余りの町有林については、継続的な保育・保全を推進しながら、地域雇用の場の確保、林産業の振興を目的としながら、地域経済波及効果をさらに高める取り組みを図ります。

平成25年度を目処とする、50ha×60年=3,000haの循環型森林経営の実施にあたっては、森林調査簿等を基本に現地踏査を踏まえ、5ヶ年間の施業計画に反映させながら事業を展開します。

現地踏査の際、伐期林齢に達した林分でも成長の悪い林分や、反対に、伐期林齢前でも十分素材生産可能な林分もあることから、それらを十分に調査し循環型森林経営の確立を図ります。

このことにより、現在の森林作業従事者数が1.5倍となり、雇用の創出が図られます。

また、町有林の保安林指定に関しては、保安林の目的を考慮すると、サンルダム上流域の森林については、検討の必要があると考えています。

優良材流通体制の確立

町有林では現在、人工林・天然林を継続的に整備し、適正伐期齢に達した人工林については、主伐事業を今後も継続的に実施していきます。

さらに、それら事業に付随して、老齢過熟な天然林（針葉樹・広葉樹）についても十分に現況調査、市況調査を行うなかで、その優良材流通体制確立を図り、天然林伐採に関しては、F S C 森林認証機関の承認が必要であることから、関係機関等とも十分協議し、自然環境に負荷をかけないなかで実施します。

F S C 森林認証の拡大と認証材の利用拡大

平成15年度にF S C 森林認証を取得し、林産業界と一体となって認証材の利用拡大に取り組んでいますが、認証維持経費の問題もあり認証区域の拡大につながりにくくなっています。

しかし、森林認証の意義と認証材利用のP Rに努めることが、認証材の優位性を高めることから、関係機関、団体等と検討していきます。

森林づくり財源の確保

森林を所有しなくても持続可能な森林づくりに投資・貢献できるシステムを構築します。具体的には、持続可能な森づくりに対する寄付金を募ったり、企業などの社会貢献事業として持続可能な森づくりに投資していただき、その結果生じた二酸化炭素吸収量の増加などの環境付加価値を証書化して提供するなど、さまざまな方法を検討します。



TMR（混合飼料）センター

労働力、施設及び機械不足等共通課題を抱える酪農家が集まり、施設、機械及び圃場を一括管理し、混合飼料を製造・宅配する農業生産法人（有限会社）を設立することにより、短期、中期、長期にわたりさまざまなメリットがあります。

【短期】

土地の共有～法人一括管理による計画的活用 効率的土地利用、作業時間短縮

粗飼料の共有～適期収穫 良質粗飼料生産

機械・施設の共有～過剰投資制御、低稼働機械処分 効率的な労働配分

家畜糞尿の共有～資源リサイクルによる生産向上 土づくり

T M R 給与～乳量設定に応じた飼料調整、飼料の安定供給、購入飼料費の減、飼料給与労働の軽減、ゆとり創出による飼養管理徹底による分娩間隔の短縮及び良質飼料給与による生乳生産拡大

雇用拡大～作業員雇用、収穫物運搬委託等（他産業参入）

農業研修生等の受入れ～リレー方式による新規就農者受入れ

【中期】

個人、法人化による多頭化、複合化

乳肉複合経営による収入増

経営安定による担い手確保

【長期】

農畜産物の加工販売

ほ育・育成の分業化 サンプル牧場管理委託

堆肥製造・販売 下川町土壌改良施設の管理委託

酪農ヘルパー 業務の運営

下川町農産物加工研究所の民営化

農畜産物の加工研究という当初の目的は一定程度達成と考えられるため、民営化を推進していきます。

しかし、新商品の開発や新たな販売計画の樹立、年間稼働、雇用体制の確立など解決すべき課題もあることから、平成16年度中には、人材派遣も考慮しながら全面的に管理委託を試み、その後の推移を見ながら完全民営化を推進します。

施設園芸ハウス整備に対する支援

気象条件の厳しい本町において、農業生産性の向上を図るために導入された施設園芸ハウスは、収益性の高い野菜の作付けによって農業所得を大きく向上させています。

このため、新たに施設園芸に取り組む農業者の経営安定を図り、早期に定着できるようにハウス整備に対する支援を行います。

下川町農村活性化センター（仮称）

旧上名寄小学校を利用して地域農業の中核施設となる農村活性化センターを設立し、農産物加工、担い手不足の解消、営農指導体制強化による生産性の向上、土地利用集積による農地の有効活用、農林業体験を通じた農村交流の実施による農村地域の活性化を総合的に推進します。また将来的には農業開発公社や農業生産法人による事業展開も視野に入れつつ、農業振興策を拡充していきます。

（農村活性化センターの役割）

(1) 営農指導事業

- ・ 営農相談員の配置による経営支援体制を構築し、農業生産性の向上を図ります。

(2) 担い手対策事業

- ・ 関係機関による就農支援対策の充実と農業者の受入組織を設立し、着実な就農と農地流動化を推進する。また、農業後継者の花嫁対策の充実や農作業受託組織・農業生産組織など、多様な担い手の育成を図ります。

(3) 交流、加工事業

- ・ 農産物や加工品の直売による地産地消の取組み、農林業体験、合宿の受入により農村地域の活性化を図ります。

(4) 情報発信事業

- ・ 営農技術や気象情報の収集と発信、パソコン、簿記等講習会を開催します。

(5) 土壌分析事業

- ・ 土壌分析結果に基づく施肥設計など土づくりを推進します。

(6) 畜産振興事業

- ・ サンプル牧場や土壌改良施設を効果的に活用します。

サンプル牧場

酪農経営において、良質粗飼料の確保と育成保育は乳量向上による経営安定を図るうえで欠かせないものであり、サンプル牧場はその両輪を支えてきました。

農地面積の拡大により一定程度の粗飼料確保がなされたため、採草部門は廃止しますが、乳用牛の預託育成は継続して行い、畜産飼養農家の負担軽減を図ります。

また、広域連携協議会との連携により町外牛を受入れ、施設の効果的、効率的な運営を実現し、当面は民間への委託は行いませんが、農業生産法人において町内育成牛の夏期間放牧をサンプル牧場で一括管理することも予想され、将来的には民間への移行も考えられます。

スズキ㈱との経済交流

スズキ㈱と下川町とは相互交流を含め半永久的なお付き合いを進めていきたいとの考えがあります。

現在、梱包材やトマトジュースなどの経済交流を行っていますが、持続可能な社会の構築を目指し、町はパートナーとしてスズキ㈱と経済交流を拡大するため、スズキ（株）下川テストコース内の除雪や特産品のカタログ販売、下川材の活用、人材交流、高校生の採用、各種イベントのスポンサーなどを提案中です。

起業化促進事業

下川町で地域の資源等を生かし地域との連携性を持ち、地域にとって有益である新たな事業を起こそうとする個人、団体、中小企業者（事業実績が3年未満）を対象に、開業（事業）資金の一部を支援します。

コミュニティビジネス創出支援事業（地域密着型事業創出支援事業）

「起業」することは大変難しく、思ってもなかなか行動に移せないのが現状です。

コミュニティビジネスは、地域の資源（人・物・技術力等）を活用し、地域の需要に応える小規模（スモール）で、利益の最大化を目的とせず、生活者の立場に立ち、様々な形で地域課題解決に貢献する事業です。

「起業化促進事業」によって「起業」したいが、現在の仕事を辞めるほど確信を持ってない若しくは興味のある事業を試行してみたい、または趣味等を活かして実益を得てみたいという方を支援します。

農山村滞在型観光推進事業（ツーリズム推進事業）

近年、都市の人々を中心に、「ゆとり」、「やすらぎ」、「いやし」などを求める動きが強まっております。一方、我が町のような農山村地域では、過疎化、高齢化の進行の下で、農林業や地域経済が停滞しており、これら事態を打開するため、地域活性化を図ろうと懸命に努力しております。

こうした都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応して豊かなむらづくりを進めるため、ツーリズムの受け皿体制とスタッフ意識の喚起・向上のため、関係者との連携・協働会議を開催するなど、情報の発信・共有化を推進します。

人材育成事業

事業を継続、さらに発展させるためには、「人」「もの」「資金」「時間」が重要です。

その中で、何よりも人（人材）が重要であります。経済社会を取り巻く環境の変化に積極的に対応できる中小企業者の育成振興を図り、経営基盤の強化と経営の革新を図るため、人材育成を支援します。

新商品開発

販売・サービスの提供を主とする事業には、新たな商品を開発することも重要です。

中小企業者が経営安定及び革新を図るために新たな商品を開発する場合には、時間と資金が必要であることから、新商品の開発を支援します。

観光コンシェルジュ育成事業（観光案内人育成事業）

町外から訪れる観光客は、我が町の多くの良さを味わう機会を逸しており、地元の情報を発信・提供・提案する体制の整備が求められています。

自らの趣味や特技を生かした分野で本人の負担にならない範囲で活動できる観光案内人（観光コンシェルジュ）を育成するとともに観光案内人による「協働・連携会議」を定期的に開催し、観光案内人の資質向上とつながりを強化するとともに情報の共有化を行います。

手延べ麵強化学業

手延べ麵は特産品としての認知度も高く、味、味覚とも大変高い評価を得ています。現在、製造が行われてる事業所の後継者対策等が必要であることから、次のことを行います。

新規事業者の育成として、技術習得期間中の生活補償、開業時の販路開拓、技術取得のための指導者確保等

販路開拓、製品規格の一元化、販売の一切を行うための組織の充実

技術取得のための研修施設の整備（機械と工場）と、新規事業者への遊休公共施設を利用した工場リース制度を新設

既存の事業所と連携を図り、後継者対策としてのシステムづくり

町の貯金（基金）・借金（町債）について

町の貯金（基金）は、平成 15 年度末の総額で 16 億 2,089 万円、町民 1 人当たり 39 万円になります。この中には特定の目的にのみ使用できるものも含まれています。

町の基金現在高

区 分		15 年度末現在高
財 政 調 整 基 金		4 億 6,134 万円
減 債 基 金		3,158 万円
特 定 目 的 基 金	ふるさとづくり基金	2 億 6,727 万円
	土地開発基金	5,923 万円
	名寄線代替輸送確保基金	4 億 2,968 万円
	サンダム建設対策基金	5,640 万円
	社会福祉施設整備基金	574 万円
	地域福祉基金	1 億 3,424 万円
	山びこ学園基金	53 万円
	ふるさと水と土保全基金	1,000 万円
	学校林基金	16 万円
	青少年育成基金	159 万円
	簡易水道施設基金	1 億 1,232 万円
	介護保険給付費準備基金	1,122 万円
	あけぼの園基金	2,135 万円
国民健康保険基金	1,824 万円	
合 計		16 億 2,089 万円

町の借金（町債）は平成 15 年度末残額（元金・利子）で 110 億 2,348 万円ですが、このうち国から交付税で補填される額などを差し引くと、34 億 7,266 万円、町民 1 人当たり 84 万円になります。

町債残高（平成 16 年 3 月 31 日現在 人口 4,149 人）

	平成 15 年度末残高 （元金・利子）		国が交付税で補填する額 及び事業収入、使用料等		下川町が実際に町税等で 返 済 す る 額	
	金 額	1 人当り	金 額	1 人当り	金 額	1 人当り
一般会計	81 億 2,849 万円	196 万円	59 億 1,882 万円	143 万円	22 億 967 万円	53 万円
下水道会計	27 億 2,096 万円	66 万円	15 億 3,662 万円	37 万円	11 億 8,434 万円	29 万円
介護保険会計	1 億 4,469 万円	3 万円	9,538 万円	2 万円	4,931 万円	1 万円
病院会計	2,934 万円	1 万円			2,934 万円	1 万円
合 計	110 億 2,348 万円	266 万円	75 億 5,082 万円	182 万円	34 億 7,266 万円	84 万円